

令和5年度 母子保健対策関係予算案の概要（こども家庭庁予算）

（令和4年度予算） （令和5年度当初予算案）
16,693百万円 → 17,701百万円

第8回NIPT等の出生前検査に関する専門委員会

令和5年2月2日

参考
資料7

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

11,709百万円 → 12,523百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

（1）所得制限のない利用料減免の導入など産後ケア事業等の推進【拡充】

- ・ 住民税非課税世帯に限定されている産後ケア事業の利用料の減免について、支援を必要とする全ての産婦が産後ケアを利用することができるよう、所得の如何に関わらず利用料の減免（2,500円/日（平均 利用料の半額）、最大5日）を導入する。
- ・ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

（2）低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

（3）プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

（4）若年妊婦等への相談等支援【拡充】

- ・ 若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）の充実を図る。

（5）死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等【拡充】

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。また、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(6) 母子保健対策の強化【拡充】

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 新たに、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・ 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

(8) 子どもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のための子どもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。
- ・ 子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) 出生前検査認証制度等啓発事業等【一部新規】

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。
- ・ 国において、「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた出生前検査を実施する医療機関や検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

【令和4年度第2次補正予算】

- 母子保健情報デジタル化実証事業 4.8億円
母子保健情報のデータ連携を推進するため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携を行い、課題等を検証した上で全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。
- 産後ケア事業の整備 3.2億円
産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げ、各市町村の取組を推進する。
- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症対策 0.1億円
新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要な経費を補助する。
- 新型コロナウイルス感染症流行下における妊婦等総合対策事業 12.4億円
 - ・ 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査
強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。
 - ・ 幼児健康診査個別実施支援事業
新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 未熟児養育医療等

3,719百万円 → 3,700百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究（仮称）等の推進【新規】

799百万円 → 947百万円

- ・ 厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

34百万円 → 34百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況や母子保健サービス等に係る当事者のニーズ等の調査を行うとともに、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツを整理し、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護一時金の支給等

385百万円 → 382百万円

- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 114百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。
- ・ その他、令和5年度実施予定の乳幼児身体発育調査に係る費用等を計上。